

屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ）の設置基準の見直し

スプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院のうち、通常のスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備以外のスプリンクラー設備）を設置しなければならない基準面積1,000㎡以上のものに屋内消火栓設備の設置を義務付ける。

